

「国際的に脅威となる感染症対策の強化のための国際連携等関係府省連絡会議の開催について」  
の一部改正について 新旧対照表

○ 「国際的に脅威となる感染症対策の強化のための国際連携等関係府省連絡会議の開催について」(平成 27 年9月 11 日国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議決定) (抄)

(下線部分は改正箇所)

改正案	現行
1 (略)	1 (略)
2 連絡会議の構成は次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。	2 連絡会議の構成は次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。
議長 <u>内閣感染症危機管理監補</u>	議長 <u>内閣官房副長官補 (内政担当)</u>
副議長 <u>内閣感染症危機管理対策官兼厚生労働省医務技監</u> <u>内閣官房内閣審議官 (感染症危機管理統括審議官)</u>	副議長 <u>内閣官房内閣審議官 (内閣官房副長官補付) 兼厚生労働省医務技監</u> (加える)
構成員 <u>内閣官房内閣審議官 (内閣感染症危機管理統括庁)</u>	構成員 (加える)
内閣官房内閣審議官 (内閣官房副長官補 (内政担当) 付)	内閣官房内閣審議官 (内閣官房副長官補 (内政担当) 付)
内閣官房内閣審議官 (内閣官房副長官補 (外政担当) 付)	内閣官房内閣審議官 (内閣官房副長官補 (外政担当) 付)
内閣官房内閣審議官 (危機管理審議官)	内閣官房内閣審議官 (危機管理審議官)
内閣官房内閣審議官 (健康・医療戦略室次長) 兼内閣府健康・医療戦略推進事務局長	内閣官房内閣審議官 (健康・医療戦略室次長) 兼内閣府健康・医療戦略推進事務局長
内閣府食品安全委員会事務局長 警察庁警備局長	内閣府食品安全委員会事務局長 警察庁警備局長
消防庁次長	消防庁次長
出入国在留管理庁次長	出入国在留管理庁次長
外務省 <u>大臣官房</u> 地球規模課題審議官	外務省地球規模課題審議官
外務省国際協力局審議官	外務省国際協力局審議官
外務省領事局長	外務省領事局長
財務省国際局長	財務省国際局長

<p>文部科学省研究振興局長  厚生労働省大臣官房総括審議官（国際担当）  厚生労働省大臣官房危機管理・医務技術総括審議官  （削る）  <u>厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長</u>  農林水産省消費・安全局長  経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官  国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官  環境省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官  防衛省大臣官房衛生監</p> <p>3・4 （略）</p>	<p>文部科学省研究振興局長  厚生労働省大臣官房総括審議官（国際担当）  厚生労働省大臣官房危機管理・医務技術総括審議官  <u>厚生労働省健康局長</u>  <u>厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官</u>  農林水産省消費・安全局長  経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官  国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官  環境省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官  防衛省大臣官房衛生監</p> <p>3・4 （略）</p>
---	--